

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

○銀行法施行規則等の一部を改正する
内閣府令(内閣府一四)

〔府 令〕

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令
(内閣府・財務・経済産業二)

○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働五)

○漁業協同組合等の信用事業等に関する命令及び農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令
(内閣府・農林水産五)

〔省 令〕

○義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令(文部科学一〇)
○国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令(厚生労働四六)

○不動産登記の嘱託職員を指定する省令の一部を改正する省令(同四七)

○東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び必要支援認定有効期間の特例に関する省令の一部を改正する省令(同四八)

○児童福祉法施行規則及び里親が行う養育に関する最低基準の一部を改正する省令(同四九)

○独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令(厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一)

○農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令(農林水産二〇)

○動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令(同二一)

○核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の一部を改正する省令(経済産業二二)

〔告 示〕

○銀行法施行規則第十九条の二第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件
(金融庁二一)

○信用金庫法施行規則第三百二十二条第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件
(同二二)

○協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件(同二三)

○金融商品取引業等に関する内閣府令第二百八条の二十六第五号に規定する報酬等に関する事項であつて、最終指定親会社及びその子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が定めるものを定める件(同二四)

○協同組合による金融事業に関する法律施行規則第七十二条第一項の規定に基づき、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件(同二五)

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、株式会社商工組合中央金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定めるものを定める件
(金融庁・財務・経済産業二)

○労働金庫法施行規則第一百四十一条第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、労働金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定めるものを定める件(金融庁・厚生労働四)

○労働金庫法施行規則第一百七十一条の規定に基づき、労働金庫法施行規則第一百四十一条第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項の一部を改正する件(同五)

○漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第四十九条の二第二項の規定に基づき、同項の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項を定める件(金融庁・農林水産九)

○農林中央金庫法施行規則第一百二十二条第六号等の規定に基づき、同令第一百二十二条第六号及び第一百三十三条第四号の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものを定める件(同一〇)

○漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第四十九条の二第一項の規定に基づき、漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部を改正する件(同一一)

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があつたので公表する件
(総務一〇五)

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので公表する件(同一〇六)

○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があつたので公表する件(同一〇七)

○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があつたので公表する件(同一〇八)

○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので公表する件(同一九)

(以下次のページへ続く)

(前のページより続き)

○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので公表する件(同一一〇)

○夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件(同一一一)

(同一一一)

○個人向け国債の発行等に関する省令第四号第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件(財務一〇〇)

○株式会社日本政策金融公庫法第二十二号第三項及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令第九条の規定により読み替えて適用する同項の規定に基づき、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める告示(財務・農林水産・経済産業四)

○平成二十四年度において使用される特別支援学校の教科書の定価を認可した件(文部科学六一)

○文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドラインを定める件(同六一)

○介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件

(厚生労働一八三)

○平成二十四年度における高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定に關して厚生労働大臣が定める率及び額を公示する件(同一八四)

○高齢者の医療の確保に関する保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の規定に基づき、平成二十四年度における全保険者平均前期高齢者加入率見込値及び平成二十四年度における全保険者平均前期高齢者加入率を公示する件(同一八五)

○平成二十四年度における改正前の老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に關して厚生労働大臣が定める率及び額を公示する件(同一八六)

○介護保険法等の施行に伴う厚生省関係省令の整備等に関する省令の規定に基づき、平成二十四年度における老人保健施設療養費等確定率を公示する件(同一八七)

○農業協同組合法施行規則第二百七条第二項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が別に定める事項を定める件(農林水産八四三)

○肥料の登録の有効期間を更新した件(同八四四)

○生産業者の名称又は住所の変更に係る届出があつた件(同八四五)

○肥料の登録が失効した件(同八四六)

○出願公表後に名称変更がなされた件(同八四七)

○協同農業普及事業の運営に関する指針の一部を改正する件(同八四八)

○動物用抗生物質医薬品基準の一部を改正する件(同八四九)

○動物医薬品検査所標準製剤等配布規程の一部を改正する件(同八五〇)

○商標法第四号第一項第三号の規定に基づき、世界水パトナーシップの標準を指定した件(経済産業五〇)

○商標法第四号第一項第三号の規定に基づき、欧州中央銀行の標準を指定した件(同一五一)

○商標法第四号第一項第三号の規定に基づき、欧州森林研究所の標準を指定した件(同一五二)

○商標法第四号第一項第二号の規定に基づき、モンテネグロの紋章を指定した件(同一五三)

○商標法第四号第一項第二号の規定に基づき、モナコ公国の紋章を指定した件(同一五四)

○商標法第四号第一項第二号の規定に基づき、ブルガリア共和国の紋章及び記章を指定した件(同一五六)

○商標法第四号第一項第二号の規定に基づき、プータン王国の記章及び紋章を指定した件(同一五七)

○商標法第四号第一項第二号の規定に基づき、チリ共和国の紋章及び記章を指定した件(同一五八)

○商標法第四号第一項第二号の規定に基づき、ポルトガル共和国の紋章及び記章を指定した件(同一五九)

○商標法第四号第一項第三号の規定に基づき、アラブ衛星通信機構の標準を指定した件(同六〇)

○商標法第四号第一項第三号の規定に基づき、ベネルクス同盟の標準を指定した件(同六一)

○商標法第四号第一項第三号の規定に基づき、グローバル作物多様性トラストの標準を指定した件(同六二)

○商標法第四号第一項第三号の規定に基づき、国際反汚職アカデミーの標準を指定した件(同六三)

○商標法第四号第一項第三号の規定に基づき、国際再生可能エネルギー機関の標準を指定した件(同六四)

○商標法第四号第一項第三号の規定に基づき、国連開発計画の標準を指定した件(同六五)

○商標法第四号第一項第三号の規定に基づき、経済協力開発機構の標準を指定した件(同六六)

○商標法第四号第一項第三号の規定に基づき、「気候変動に関する国際連合枠組条約」の標準を指定した件(同六七)

○商標法第四号第一項第二号の規定に基づき、サンマリノ共和国の紋章を指定した件(同六八)

○海岸保全施設に関する直轄工事の一部を完了した件(国土交通三五〇)

○高速自動車国道に関する件(同三五二)

○国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件(同三五五)

○堺泉北港湾湾広域防災区域を定めた件(同三五六)

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件(同三五七)

○道路に関する件(関東地方整備局一〇六)

○都市計画に関する件(同一〇七)

○道路に関する件(北陸地方整備局三六〇三八)

○都市公園の供用を開始する件(近畿地方整備局七三)

○住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価の業務の廃止に関する件(同七四)

○都市計画に関する件(同七五)

○都市計画に関する件(同七五)

○都市計画に関する件(同七五)

○都市計画に関する件(同七五)

○都市計画に関する件(同七五)

○都市計画に関する件(同七五)

(ウ) 開示等の求めをする者が本人又は代理人（未成年者若しくは成年被後見人の場合はその法定代理人、開示等の求めをするにつき本人が委任した者がいる場合はその受任者）であることの確認の方法

(エ) 保有個人データの利用目的の通知又は保有個人データの開示について手数料を徴収する場合は、その徴収方法

② 関係事業者は、本人に対し、開示等の求めに対応するため、その対象となる保有個人データの特定に必要な事項の提示を求めることができる。その際、本人が容易かつ確に開示等の求めができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便性を考慮した措置を講じなければならない。

③ 関係事業者は、①及び②の規定に基づき、開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、事業の性質、保有個人データの取扱状況、開示等の求めの受付方法等に応じて適切なものになるよう配慮するものとし、特に、関係事業者が保有している個人データに比して必要以上に多くの情報を本人確認のために求めることがないようにするなど、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(7) 手数料（法第30条関係）

関係事業者は、保有個人データに関する利用目的の通知の求め（(1)②の規定参照）又は開示の求め（(2)①の規定参照）に応じる場合は、手数料を徴収することができる。

その手数料の額を定める際には、実費を勘案して合理的と認められる範囲内でなければならない。また、手数料の額を定めた場合は、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）にしなければならない（(1)①(ウ)の規定参照）。

第9 苦情処理に関する義務（法第31条関係）

関係事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。また、苦情の適切かつ迅速な処理を行うに当たり、苦情処理窓口の設置や苦情処理の手順を定める等必要な体制の整備に努めなければならない。もつとも、無理な要求にまで応じなければならないものではない。

担当窓口名・係名、郵送用住所、受付電話番号その他の苦情申出先については、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない（第8(1)①(エ)の規定参照）。

第10 法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応

関係事業者は、その取り扱う個人情報（委託を受けた者が取り扱うものを含む。）について、法違反又は法違反のおそれが発覚した場合には、次の対処を実施することが望ましい。

(1) 事実調査、原因の究明

事実関係を調査し、法違反又は法違反のおそれが把握できた場合には、その原因究明にあたる。

(2) 影響範囲の特定

(1)で把握した事実関係による影響がどれほど及ぶのか、その範囲を特定する。

(3) 再発防止策の検討・実施

(1)で究明した原因を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施する。

(4) 影響を受ける可能性のある本人への連絡等

法違反の中でも、特に個人データの安全管理（法第20条から第22条まで）の違反があった場合は、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係等について、速やかに、本人へ連絡し、又は本人が容易に知り得る状態に置くことが望ましい。

(5) 事実関係、再発防止策等の公表

(4)の個人データの安全管理の違反があった場合は、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係及び再発防止策等を、速やかに公表することが望ましい。

(6) 主務大臣・認定個人情報保護団体への報告

事実関係及び再発防止策等について、速やかに、文部科学大臣又は法第51条の規定により関係事務を処理することとされた地方公共団体の機関（私立学校の所轄庁たる都道府県知事など）に報告するよう努めなければならない。また、認定個人情報保護団体に加入している場合は、当該認定個人情報保護団体に報告するよう努めなければならない。

第11 勧告、命令等についての考え方

(1) 法第34条に規定される文部科学大臣等の「勧告（第1項）」、「命令（第2項）」及び「緊急命令（第3項）」については、関係事業者がこのガイドラインに沿って必要な措置等を講じたか否かにつき判断して行うものとする。

すなわち、このガイドラインで「しなければならない」と記載されている規定について、個人情報取扱事業者である関係事業者が従わなかった場合は、法第16条から第18条まで、第20条から第27条まで又は第30条第2項の規定違反とされ得る。違反と判断され、実際に「勧告」を行うこととなるのは、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときである。

一方、このガイドラインで「望ましい」と記載されている規定については、関係事業者が従わなかった場合であっても規定違反と判断されることはないが、個人情報保護の推進の観点から関係事業者においては、できるだけ取り組むことが望まれる。

(2) 「命令」は、単に「勧告」に従わないことのみをもって発することはなく、正当な理由なく勧告に係る措置が取られない場合に、個人の重大な権利利益の侵害が切迫しているときに限られる。文部科学大臣等は、「勧告」に従わなかったか否かを明確にするため、「勧告」に係る措置を講ずべき期間を設定して「勧告」を行うこととする。

「緊急命令」は、関係事業者が法第16条、第17条、第20条から第22条まで又は第23条第1項の規定に違反した場合に、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときに、「勧告」を前置せずに発する。

(3) 文部科学大臣等は、「命令」及び「緊急命令」に従わなかったか否かを明確にするため、「命令」及び「緊急命令」に係る措置を講ずべき期間を設定して「命令」及び「緊急命令」を発する。当該期間中に措置が講じられない場合、「罰則（法第56条、第58条）」が適用される。

第12 ガイドラインの見直しについて

このガイドラインについては、社会情勢の変化、国民の意識の変化、技術動向の変化等諸環境の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

附 則

第1（施行期日）

このガイドラインは、平成二十五年四月一日から施行する。

第2（旧規定の廃止）

「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」に関する件（平成十六年文部科学省告示第百六十一号）は、廃止する。

〇厚生労働省告示第百八十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十六条第一項の規定に基づき、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第百三十四号）の一部を次のように変更し、平成二十五年四月一日から適用することとしたので、同条第四項の規定により公表する。

平成二十五年三月二十五日

厚生労働大臣 小宮山洋子

市町村は、指定地域密着型サービスに係る事務の適切な運営を図るため、指定地域密着型サービス事業者の指定及び指定の拒否並びに指定地域密着型サービスの当該市町村における指定基準及び介護報酬の設定に際し、関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずること等とされていることを踏まえ、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表者、介護給付等対象サービス利用者、費用負担関係者等の関係者の協力を得て委員会を設置するための措置を講ずることが必要である。この場合においては、事務を効率的に処理するため、介護保険事業計画作成委員会等を活用しても差し支えない。

なお、平成二十四年四月以降、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護その他の厚生労働省令で定める地域密着型サービスについては、市町村がその見込量の確保及び質の向上のために特に必要があると認めるときは、公募により事業者の指定を行うことができるようになるのである。また、市町村が定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の普及のために必要があると認めるときは、一定の条件が満たされていれば、市町村と協議をして、都道府県が、訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービスの指定を行うことができるようになる。加えて、厚生労働大臣が定める基準により算定した額を上限として、地域密着型サービスの介護報酬を独自に設定できるところである。市町村は、地域の実情に応じ、こうした仕組みの活用も併せ、必要な事業者の参入を確保するため工夫していくことが重要である。なお、この公募指定や市町村協議は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の普及を図るために設けられたものであり、参入の抑制を目的としたものではないことから、市町村においては、こうした趣旨に則つて公募指定や協議を行うことが必要である。また、サービスの質の確保及び向上を図るため、市町村は、公募指定を行う際は、公平かつ公正な選考を行う観点から、適正な選考基準を設けることが必要である。

(二) 予防給付対象サービス（予防給付に係る介護給付等対象サービス）をいう。以下同じ。の種類ごとの見込量の確保のための方策

市町村介護保険事業計画においては、予防給付対象サービスの事業を行う者の確保に関することなど、予防給付対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策を定めること。この場合においては、予防給付対象サービスの事業を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、情報の提供を適切に行う等、多様な事業者の参入を促進する工夫を図ること。

市町村は、指定地域密着型介護予防サービスに係る事務の適切な運営を図るため、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定及び指定の拒否並びに指定地域密着型介護予防サービスの当該市町村における指定基準及び介護報酬の設定に際し、関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずること等とされていることを踏まえ、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表者、介護給付等対象サービス利用者、費用負担関係者等の関係者の協力を得て委員会を設置するなどの措置を講ずること。この場合においては、事務を効率的に処理するため、介護保険事業計画作成委員会等を活用しても差し支えない。なお、平成二十四年四月以降、厚生労働大臣が定める基準により算定した額を上限として、地域密着型介護予防サービスの介護報酬を独自に設定できるところである。市町村は、地域の実情に応じ、こうした仕組みの活用も併せ、必要な事業者の参入を確保するため工夫していくことが重要である。

2 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策等

(一) 地域支援事業に要する費用の額
各年度における地域支援事業に要する費用の額の総額並びに介護予防事業（介護予防・日常生活支援総合事業）を実施する市町村にあつては、介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）及び任意事業（同条第三項各号に掲げる事業）をいう。以下同じ。のそれぞれに要する費用の額を定めること。

(二) 地域支援事業の見込量の確保のための方策
地域支援事業を行う者の確保に関する事など、事業の種類ごとの見込量の確保のための方策を定めること。この場合においては、地域支援事業を行う意向を有する事業者の把握及び適切な情報提供等に努めること。

(三) 地域包括支援センターの設置及び適切な運営
市町村は、地域包括支援センターの運営に当たつては、①予防給付対象サービス及び介護予防事業（介護予防・日常生活支援総合事業）を実施する市町村にあつては、介護予防・日常生活支援総合事業に係るケアマネジメント、②介護給付等対象サービス、それ以外の保健医療サービス及び福祉サービスその他の各般のサービスに関する高齢者や家族に対する総合的な相談及び支援、③高齢者に対する虐待の防止及びその早期発見を含む権利擁護のために必要な援助、④支援困難ケースへの対応や介護保険サービス以外の地域の様々な関係機関と連携する体制の整備などの包括的かつ継続的なケアマネジメントの支援の四事業を、地域において一体的かつ包括的に担う中核拠点であるという性格を十分に踏まえる必要がある。このため、地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、高齢者の日常生活の支援に関する活動に携わるボランティアその他の関係者との連携に努めなければならない。また、地域包括支援センターは、地域の介護サービス事業者等、関係団体等と構成される運営協議会の意見を踏まえ、その四事業の適切な実施運営、その公正性及び中立性の確保並びに人材の確保を図られるようにすることが必要である。

なお、包括的支援事業の委託に当たつては、その実施方針を市町村が明示することが必要である。

(四) 保健福祉事業に関する事項
第一号被保険者の保険料を財源とする保健福祉事業を行う市町村にあつては、その事業内容等について定めることが望ましい。

(四) 地域支援事業及び予防給付の実施による介護予防の達成状況の点検及び評価
市町村は、各年度において、介護予防事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の実施による要介護状態等への移行の程度にあつては、介護予防・日常生活支援総合事業の実施による要介護状態等への移行の程度、予防給付の実施による要介護二以上の移行の程度等の達成状況を分析し、かつ、評価することが必要である。この評価については、厚生労働大臣が別に定める介護予防事業の円滑な実施を図るための指針（平成十八年厚生労働省告示第三百十六号）（介護予防・日常生活支援総合事業を行う場合にあつては、介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施を図るための指針（平成二十四年厚生労働省告示第八十六号））を踏まえ取り組むことが重要である。

3 介護給付対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項
指定居宅介護支援の事業を行う者が、指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスの事業を行う者と連携して、適切な居宅サービス計画を作成することができるよう、指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者に関する情報の提供のための体制の整備、指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の情報の交換のための体制の整備等の指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項を定めること。

なお、介護給付対象サービスの適切な利用を促進する方策として、情報の提供並びに相談及び援助を適切に行うことができる体制の整備に関する事項を盛り込むこと。

4 予防給付対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項

指定介護予防支援の事業を行う者が、指定介護予防サービス又は指定地域密着型介護予防サービス等の事業を行う者と連携して、適切な介護予防サービス計画を作成することができるように、指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者に関する情報の提供のための体制の整備、指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の情報の交換のための体制の整備等の指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事項その他の予防給付対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業を定めること。
なお、介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村においては、地域の実情に応じた多様な人材や社会資源を有効に活用した介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項を定めること。

5 市町村特別給付に関する事項

市町村特別給付を行う市町村にあつては、地域の特徴に応じて、各年度における当該市町村特別給付の対象となるサービスの種類ごとの量の見込み、当該サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策等を定めることが望ましい。

6 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項

都道府県の策定する介護給付適正化計画の内容を十分に踏まえたものとする。
また、介護給付等に要する費用の適正化のための事業を行う市町村にあつては、その事業内容等について定めることが望ましい。

7 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項

療養病床の円滑な転換を促進するため、療養病床に入院している患者、住民及び医療機関等への情報の提供及びこれらの者からの相談への対応を行うことができる体制の整備に関する事項並びに市町村として講ずる支援措置に関する事項を盛り込むことが必要である。
この場合においては、介護施設整備法第五条に規定する市町村への交付金及び高齢者医療確保法附則第二条に規定する病床転換助成事業の活用方を示すこと。

8 介護保険事業計画に位置付けて重点的に取り組むことが望ましい事項

地域包括ケアシステムの実現のため、今後重点的に取り組むことが必要な、①認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、②医療との連携に関する事項、③高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項、④その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために必要な事項を、地域の実情に応じて各市町村が判断のうえ各市町村が重点的に取り組む事項として選択して計画に位置付け、その事業内容等について定めることが望ましい。

第三号を次のように改める。

三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的記載事項

二十一年(平成二十三年)の介護保険法等の改正において、地域の自主性及び自立性を高めるための見直しが行われたことにより、都道府県介護保険事業支援計画において定めることとされた各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みに係る事項は、次に掲げる事項その他の別表第四に掲げる事項とする。

1 各年度における医療療養病床から介護保険施設等への転換分以外の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
老人福祉圏域ごとに、各年度の介護専用型特定施設における特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(以下「介護専用型特定施設入居者生活介護等」という。)に係る必要利用定員総数、介護保険施設の種類の必要入所定員総数(指定介護療養型医療施設にあっては、当該指定介護療養型医療施設の療養病床等に係る必要入所定員総数)その他の介護給付等対象サービスの量の見込みを定めることとす。

また、老人福祉圏域ごとに、各年度の混合型特定施設入居者生活介護(介護専用型特定施設に転換する場合)における当該混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数及び必要入所定員総数を定めることとする。

また、混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を定める場合についても、医療療養病床が混合型特定施設に転換する場合における当該転換に伴う利用定員の増加分については、1で定める必要利用定員総数には含まないものとする。

また、老人福祉圏域ごとに、各年度の混合型特定施設入居者生活介護(介護専用型特定施設に転換する場合)における当該混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数及び必要入所定員総数を定めることとする。

また、老人福祉圏域ごとに、各年度の混合型特定施設入居者生活介護(介護専用型特定施設に転換する場合)における当該混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数及び必要入所定員総数を定めることとする。

また、混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を定める場合についても、医療療養病床が混合型特定施設に転換する場合における当該転換に伴う利用定員の増加分については、1で定める必要利用定員総数には含まないものとする。

また、混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を定める場合についても、医療療養病床が混合型特定施設に転換する場合における当該転換に伴う利用定員の増加分については、1で定める必要利用定員総数には含まないものとする。

また、混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を定める場合についても、医療療養病床が混合型特定施設に転換する場合における当該転換に伴う利用定員の増加分については、1で定める必要利用定員総数には含まないものとする。

また、混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を定める場合についても、医療療養病床が混合型特定施設に転換する場合における当該転換に伴う利用定員の増加分については、1で定める必要利用定員総数には含まないものとする。

また、混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を定める場合についても、医療療養病床が混合型特定施設に転換する場合における当該転換に伴う利用定員の増加分については、1で定める必要利用定員総数には含まないものとする。

また、混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を定める場合についても、医療療養病床が混合型特定施設に転換する場合における当該転換に伴う利用定員の増加分については、1で定める必要利用定員総数には含まないものとする。

また、混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を定める場合についても、医療療養病床が混合型特定施設に転換する場合における当該転換に伴う利用定員の増加分については、1で定める必要利用定員総数には含まないものとする。

また、混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を定める場合についても、医療療養病床が混合型特定施設に転換する場合における当該転換に伴う利用定員の増加分については、1で定める必要利用定員総数には含まないものとする。

また、混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を定める場合についても、医療療養病床が混合型特定施設に転換する場合における当該転換に伴う利用定員の増加分については、1で定める必要利用定員総数には含まないものとする。

また、混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を定める場合についても、医療療養病床が混合型特定施設に転換する場合における当該転換に伴う利用定員の増加分については、1で定める必要利用定員総数には含まないものとする。

また、混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を定める場合についても、医療療養病床が混合型特定施設に転換する場合における当該転換に伴う利用定員の増加分については、1で定める必要利用定員総数には含まないものとする。

また、混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を定める場合についても、医療療養病床が混合型特定施設に転換する場合における当該転換に伴う利用定員の増加分については、1で定める必要利用定員総数には含まないものとする。

また、混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を定める場合についても、医療療養病床が混合型特定施設に転換する場合における当該転換に伴う利用定員の増加分については、1で定める必要利用定員総数には含まないものとする。

また、混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を定める場合についても、医療療養病床が混合型特定施設に転換する場合における当該転換に伴う利用定員の増加分については、1で定める必要利用定員総数には含まないものとする。

また、混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を定める場合についても、医療療養病床が混合型特定施設に転換する場合における当該転換に伴う利用定員の増加分については、1で定める必要利用定員総数には含まないものとする。

また、混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を定める場合についても、医療療養病床が混合型特定施設に転換する場合における当該転換に伴う利用定員の増加分については、1で定める必要利用定員総数には含まないものとする。

また、混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を定める場合についても、医療療養病床が混合型特定施設に転換する場合における当該転換に伴う利用定員の増加分については、1で定める必要利用定員総数には含まないものとする。

また、混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を定める場合についても、医療療養病床が混合型特定施設に転換する場合における当該転換に伴う利用定員の増加分については、1で定める必要利用定員総数には含まないものとする。

また、混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を定める場合についても、医療療養病床が混合型特定施設に転換する場合における当該転換に伴う利用定員の増加分については、1で定める必要利用定員総数には含まないものとする。

また、混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を定める場合についても、医療療養病床が混合型特定施設に転換する場合における当該転換に伴う利用定員の増加分については、1で定める必要利用定員総数には含まないものとする。

1 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項

(一) 介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備に関する事項
 今後の介護サービス基盤の整備を進めるに当たっては、住民にとって最も身近な市町村が主体となつて、在宅と施設サービスの均衡を考慮しつつ、日常生活圏域において必要となる介護サービス基盤全体の整備に関する目標を立て、計画的に整備していくこととなる。したがつて、都道府県においては、その目標達成のための支援及び情報提供並びに市町村が主体となつて整備すべき施設等以外の広域的な施設等の整備を行うことが重要である。ただし、市町村による施設等の整備があつても、特別養護老人ホームの申請があつた場合、当該申請に係る特別養護老人ホームの所在地を含む老人福祉圏域の入所定員の総数が、当該老人福祉圏域の必要入所定員総数に既に達しているとき等は、当該認可をしないことができないものとされていること等鑑み、都道府県の方針と市町村におけるそれぞれの目標について、事前に十分な連携を図ること。

また、広域的な施設等の整備については、広域的な利用に資するものである一方、施設が設置される市町村の住民による施設利用及び費用負担の増大にもつながり得ることに鑑み、介護保険法の規定に基づき、当該市町村の長に対し、相当の期間を指定して、市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見聴取を行い、各市町村における整備目標とその需要を十分に踏まえたものとする。

(二) ユニット型施設の整備に係る計画に関する事項

老人福祉圏域ごとに、参酌標準(都道府県介護保険事業支援計画において地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設における生活環境の改善に係る参酌すべき標準として別表第五に掲げるものをいう。)を参考として、各年度の地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設の改修を含めたユニット型施設の整備に係る計画を定めること。

(三) ユニット型施設の整備の推進のための方策に関する事項

老人福祉圏域ごとに各年度の地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設のユニット型施設の整備の推進のための方策を定めること。

なお、大規模改修、改築等に合わせたユニット型施設への改修の推進についても考慮するものとする。

2 介護サービス情報の公表に関する事項

介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に介護サービスを利用する機会を確保するため、法第五章第十節の規定による介護サービス情報の公表に係る体制の整備をはじめとする介護サービス情報の公表に関する事項を定めること。

3 介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項

介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項(介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の見込数を含む。)を定めること。この場合においては、介護支援専門員養成事業のほか、都道府県福祉人材センター事業、都道府県看護職員確保センター(「ナースセンター」)事業等も含め、介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の養成、就業の促進等に関する事項を盛り込むことが望ましい。

その際、介護支援専門員については、介護支援専門員証の有効期間の更新時の研修が義務化されたことを踏まえ、当該研修を円滑に受講することができるよう、職能団体等との連携を十分に図りつつ、体制整備を図ること。

介護職員については、介護職員基礎研修の創設など、養成研修の充実や、認知症高齢者に対するケア及びターミナルケアなどの専門性を高めるための研修並びにチームリーダーとなる者に対する研修等の実施が必要であることを踏まえ、これらの研修が適切に実施されるよう、体制整備を図ること。

さらに、これらの研修について、現任者が働きながら受講しやすいものとする。また、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスについては、個別性の高いケアが求められ、より専門性が必要となるため、市町村と十分に連携しながら、サービス従事者の質の確保を図っていくこと。

なお、都道府県は、喀痰吸引等を実施する介護職員等の確保又は資質の向上のため、登録研修機関の確保等の必要な施策に取り組むこと。

4 介護給付対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項

介護保険施設においては、利用者がその要介護状態区分等に応じて最も適切な介護を受けることができるよう、利用者の希望を最大限に尊重しながら、利用者を居宅に復帰させることを目指すことが求められること等鑑み、介護保険施設の入退所(介護保険施設相互間の転所を含む。)を円滑にするための取組を推進するため、介護保険施設に関する情報の提供のための体制の整備、介護保険施設相互間の情報の交換のための体制の整備等の介護保険施設相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項を定めること。

なお、介護給付対象サービスの適切な利用を促進する方策として、情報の提供並びに相談及び援助を適切に行うことができる体制の整備に関する事項を盛り込むこと。

5 予防給付対象サービスの適切な利用を促進する方策として、情報の提供並びに相談及び援助

を適切に行うことができる体制の整備に関する事項を盛り込むこと。

また、市町村における予防給付対象サービス、地域支援事業の実施に関する効果の評価等を行うなど、市町村におけるこれらのサービス又は事業が効果的かつ効率的に実施されるよう、必要な支援に関する事項を盛り込むこと。

6 介護給付等に関する費用の適正化に関する事項

都道府県において策定する介護給付適正化計画の内容も十分に踏まえることが必要である。また、介護給付等に関する費用の適正化のための事業を行う都道府県にあつては、その事業内容等について定めることが望ましい。

7 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項

療養病床の円滑な転換を促進するため、療養病床に入院している患者、住民及び医療機関等への情報の提供及びこれらの者からの相談への対応を行うことができる体制の整備に関する事項並びに都道府県として講ずる支援措置に関する事項を盛り込むこと。

この場合においては、介護施設整備法第五条に規定する市町村への交付金及び高齢者医療確保法附則第二条に規定する病床転換助成事業の活用方策を示すこと。

8 財政安定化基金の取崩しに関する事項

介護保険法附則第十条において、財政安定化基金を取り崩すことができることとしたところである。具体的にはどの程度の額を取り崩すかは都道府県を中心に地域で判断することとなるが、都道府県は、財政安定化基金を取り崩したときは、取り崩した額(市町村への交付分及び国への納付分を除く。)を介護保険に関する事業に要する経費に充てるよう努めるとともに、当該事業の内容等に関する事項を定めること。

第二第四号(平成二十一年度からの第四期)を「平成二十四年度からの第五期」に、「平成二十一年度中」を「平成二十三年度中」に改め、同号2中「第五期」を「第六期」に、「平成二十三年度中」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十六年度中」に平成二十七年から平成二十九年まで」に改める。

第三第一号中「情報」の下に「(介護保険制度の理念等を含む。)」を加え、第三第二号中「平成二十一年度からの第四期」を「平成二十四年度からの第五期」に改め、第三の次に次のように加える。

省令第十二条において準用する省令第九条第三項に規定する確定補正係数

省令第十六条第一項第一号に規定する額

省令第十六条第一項第一号に規定する額
 国民健康保険を行う市町村(特別区を含む。以下同じ)及び国民健康保険組合に係るもの

省令第十六条第一項第一号に規定する額
 国民健康保険を行う市町村(特別区を含む。以下同じ)及び国民健康保険組合に係るもの
 国民健康保険を行う市町村(特別区を含む。以下同じ)及び国民健康保険組合に係るもの
 国民健康保険を行う市町村(特別区を含む。以下同じ)及び国民健康保険組合に係るもの
 国民健康保険を行う市町村(特別区を含む。以下同じ)及び国民健康保険組合に係るもの

省令第十六条第一項第一号に規定する額
 国民健康保険を行う市町村(特別区を含む。以下同じ)及び国民健康保険組合に係るもの
 国民健康保険を行う市町村(特別区を含む。以下同じ)及び国民健康保険組合に係るもの
 国民健康保険を行う市町村(特別区を含む。以下同じ)及び国民健康保険組合に係るもの
 国民健康保険を行う市町村(特別区を含む。以下同じ)及び国民健康保険組合に係るもの

省令第十六条第一項第一号に規定する額
 国民健康保険を行う市町村(特別区を含む。以下同じ)及び国民健康保険組合に係るもの
 国民健康保険を行う市町村(特別区を含む。以下同じ)及び国民健康保険組合に係るもの
 国民健康保険を行う市町村(特別区を含む。以下同じ)及び国民健康保険組合に係るもの
 国民健康保険を行う市町村(特別区を含む。以下同じ)及び国民健康保険組合に係るもの

省令第十六条第一項第一号に規定する額
 国民健康保険を行う市町村(特別区を含む。以下同じ)及び国民健康保険組合に係るもの
 国民健康保険を行う市町村(特別区を含む。以下同じ)及び国民健康保険組合に係るもの
 国民健康保険を行う市町村(特別区を含む。以下同じ)及び国民健康保険組合に係るもの
 国民健康保険を行う市町村(特別区を含む。以下同じ)及び国民健康保険組合に係るもの

省令第十六条第一項第一号に規定する額
 国民健康保険を行う市町村(特別区を含む。以下同じ)及び国民健康保険組合に係るもの
 国民健康保険を行う市町村(特別区を含む。以下同じ)及び国民健康保険組合に係るもの
 国民健康保険を行う市町村(特別区を含む。以下同じ)及び国民健康保険組合に係るもの
 国民健康保険を行う市町村(特別区を含む。以下同じ)及び国民健康保険組合に係るもの

省令第十六条第一項第一号に規定する額
 国民健康保険を行う市町村(特別区を含む。以下同じ)及び国民健康保険組合に係るもの
 国民健康保険を行う市町村(特別区を含む。以下同じ)及び国民健康保険組合に係るもの
 国民健康保険を行う市町村(特別区を含む。以下同じ)及び国民健康保険組合に係るもの
 国民健康保険を行う市町村(特別区を含む。以下同じ)及び国民健康保険組合に係るもの

省令第十六条第一項第一号に規定する額
 国民健康保険を行う市町村(特別区を含む。以下同じ)及び国民健康保険組合に係るもの
 国民健康保険を行う市町村(特別区を含む。以下同じ)及び国民健康保険組合に係るもの
 国民健康保険を行う市町村(特別区を含む。以下同じ)及び国民健康保険組合に係るもの
 国民健康保険を行う市町村(特別区を含む。以下同じ)及び国民健康保険組合に係るもの

省令第十六条第一項第一号に規定する額
 国民健康保険を行う市町村(特別区を含む。以下同じ)及び国民健康保険組合に係るもの
 国民健康保険を行う市町村(特別区を含む。以下同じ)及び国民健康保険組合に係るもの
 国民健康保険を行う市町村(特別区を含む。以下同じ)及び国民健康保険組合に係るもの
 国民健康保険を行う市町村(特別区を含む。以下同じ)及び国民健康保険組合に係るもの

省令第十六条第一項第一号に規定する額
 国民健康保険を行う市町村(特別区を含む。以下同じ)及び国民健康保険組合に係るもの
 国民健康保険を行う市町村(特別区を含む。以下同じ)及び国民健康保険組合に係るもの
 国民健康保険を行う市町村(特別区を含む。以下同じ)及び国民健康保険組合に係るもの
 国民健康保険を行う市町村(特別区を含む。以下同じ)及び国民健康保険組合に係るもの

○農林水産省告示第八百四十三号
 農業協同組合法施行規則(平成十七年農林水産省令第二十七号)第三十七条第二項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が別に定める事項を次のように定め、公布の日から適用する。
 平成二十四年三月二十九日
 農林水産大臣 鹿野 道彦

1 農業協同組合法施行規則(以下「規則」という。)第二百七条第二項の農林水産大臣が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 対象役員(農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会(以下「組合」という。)の役員(組合の常務に就事しない者を除くことができる。をい、直近の事業年度中に退任した者を含む。以下同じ。))及び対象職員等(組合の役員以外の役員及び職員(直近の事業年度中に退任又は退職した者を含む)であつて、組合から高額の報酬等の報酬、賞与その他の職務執行の対価として組合から受ける財産上の利益又は労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十一条に規定する賃金をいう。以下この項において同じ。))を受ける者のうち、組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者(以下この項において同じ。))の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項

二 対象役員及び対象職員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項
 三 対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項
 四 対象役員及び対象職員等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項
 五 前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に参考となるべき事項

2 組合が子会社等(農業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する子会社等をいう。)を有する場合における規則第二百七条第二項の農林水産大臣が別に定める事項は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一 対象役員及び対象職員等(組合の対象役員以外の役員及び職員並びにその主要な連結子法人等(農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令(平成五年大蔵省令第一号)第五十八条第一項第一号に規定する連結子法人等をいう。以下この号において同じ。))の役員及び職員(直近の事業年度中に退任又は退職した者を含む)であつて、組合又はその主要な連結子法人等から高額の報酬(報酬、賞与その他の職務執行の対価として組合若しくはその主要な連結子法人等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一條に規定する賃金をいう。以下この項において同じ。))を受ける者のうち、組合及びその主要な連結子法人等の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者(以下この項において同じ。))の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項

二 対象役員及び対象職員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項
 三 対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項
 四 対象役員及び対象職員等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項
 五 前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に参考となるべき事項

○農林水産省告示第八百四十四号
 肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条第二項の規定に基づき、平成二十三年五月二十四日付けをもつて次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十四年三月二十九日
 農林水産大臣 鹿野 道彦

1 登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所
 有効期限が平成26年5月24日となったもの

登録番号 肥料の種類 肥料の名称 名 称 住 所
 生第23863号 加工D八酸肥 46重燒燐 小野田七化学工業株式会社 東京都千代田区大手町二丁目6番2号
 加工D八酸肥 40重土重燒燐1号 小野田七化学工業株式会社 東京都千代田区大手町二丁目6番2号

生第45748号 加工D八酸肥 40重土重燒燐1号 小野田七化学工業株式会社 東京都千代田区大手町二丁目6番2号

○厚生労働省告示第八十七号
 介護保険法等の施行に伴う厚生省関係省令の整備等に関する省令(平成二十一年厚生省令第九十一号)附則第二十四条の規定に基づき、平成二十二年年度における老人保健施設療養費等確定率を次のように公示する。

平成二十四年三月二十九日
 厚生労働大臣 小宮山洋子

介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)第二十八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第二十四条の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第四十八条第一項に規定する老人保健施設療養費等に要する費用に係る老人保健施設療養費等確定率(同法第五十六条第二項に規定する老人保健施設療養費等確定率をいう。)は、〇・〇〇二九五三三五七二三八八とする。

〇・〇〇二九五三三五七二三八八